

令和8年度 松山市立浮穴小学校いじめ防止基本方針

令和8年5月8日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、生徒指導主事
学年主任（生徒指導部員）養護教諭

【家庭地域等】

P T A
学校評議員
公民館等

【外部専門家】

教育支援セン
ター
弁護士
所轄警察署

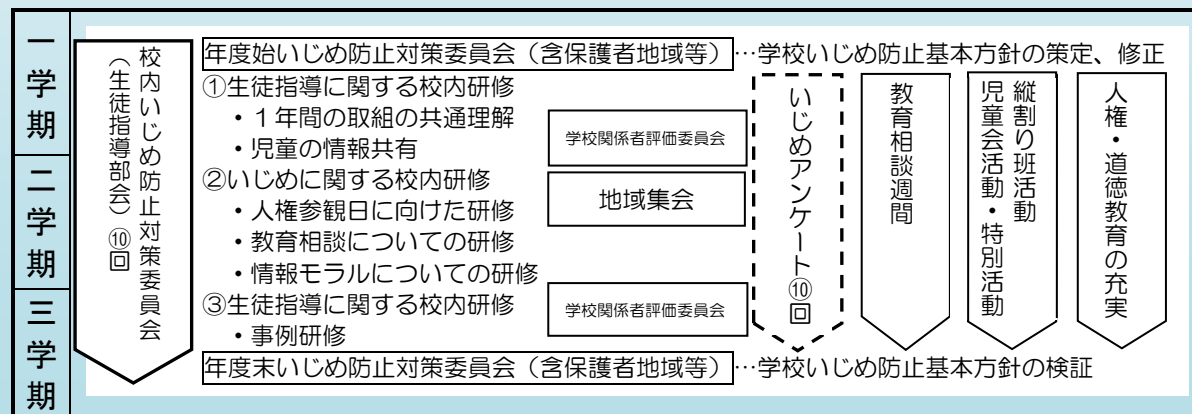
【関係機関】

松山市教育委員会
愛媛県福祉総合支援
センター
こども相談課
医療機関
法務局
愛媛大学等

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で共通認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、中核市研修（生徒指導）、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 人権・同和教育の充実と、互いを思いやり、尊重し、自他の生命を大切にする指導に努める。各教科の年間指導計画に、必要に応じていじめ防止の視点を盛り込む。
- ④ 道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。
- ⑤ 互いのことを認めあったり、心のつながりを感じたりできる学級・学年経営を目指す。
（第1木曜日の朝の時間に好ましい学級集団づくりのためのエクササイズを実施する。また、年間を通して全校いじめ探しを実施し、週に1回、校内放送で全校に紹介する。）
- ⑥ 児童会活動において、いじめにかかわる問題を取り上げるなど、児童が主体的に取り組む活動を計画する。松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、児童自らが本校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
毎月10日の「いじめ0の日」に、縦割り班活動とあいさつ運動を実施し、啓発を行う。
- ⑦ 家庭やP T A、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。（学年会、生徒指導部会、職員会議、終礼等の有効活用）
- ② 月1回、学校生活に関する調査（いじめに関するアンケート）を実施するとともに、個別面談、自主学習ノートの活用等、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 教育相談週間を設け、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、相談ポストを設置し、いつでも児童が相談できるようにする。
- ④ 相談機関等の周知
学校以外の相談窓口（「松山市こども相談課」等）について、周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為をやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的な対応
教職員は、一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童やその保護者への支援
いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導及びその保護者への助言
いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合には、学校は、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。いじめの状況に応じて教育委員会と連携し、保護者の理解を得たうえで特別の指導計画（出席停止も含め）を立て、必要に応じて警察等と連携を図るなど毅然と対応する。
- ⑤ いじめの事実調査
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという強い態度を行き渡らせる。
- ⑦ ネット上へのいじめの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設ける。ネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡をするとともに、ただちに削除をする措置を取る。携帯電話、スマートフォンの使用について家庭内においてのルール作りを推進する。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、所轄警察署と連携して対処する。児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがある時は、ただちに所轄警察署に相談し、適切な援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
学校がいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに、教育委員会に報告の上、学校のもとに第三者を含む組織を設け、調査を行う。その調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付くようにする。 ○子どもの様子が変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組む。 ○けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談する。 ○わが子が「いじめる側」にならないよう話を聞かせる。 ○オンラインゲームやSNS等、スマートフォンやインターネットの使い方についてルールを決め、守らせる。
地域に求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛ける。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡する。 ○地域や学校の行事に積極的に参加する。 ○子どもたちは、「地域の宝」であることを意識し、地域が、子どもにとっての安らぎの場となるようにする。